【廃掃法で定められている産業廃棄物の種類と具体例】

(業種指定なし)

区分		種類	内 容	具 体 例	備考
あらゆる事業活動から発生するもの	1	燃えがら		石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油 焼却灰、すす、廃カーボン類、廃活性炭等。	
	2	汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の 製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無 機性の全てのもの	有機性汚泥(製紙スランジ、下水汚泥、染毛汚泥、朔かす等) 無機性汚泥(浄水場沈殿汚泥、建設汚泥)	
	3	廃油		潤滑油系廃油、洗浄油系廃油、作動油系廃油、動植物性廃油、廃溶 剤類廃油、印刷インキかす、廃PCB等	家庭用天ぷら油は、一廃。 飲食店等の天ぷら油は産廃。 揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい 廃油は特別管理産業廃棄物。
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生じる沈殿物は汚泥。	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、クエン酸等)	pH2. O以下の酸性廃油は特別管理産業 廃棄物
	(5)	廃アルカリ		洗びん用廃アルカリ、廃灰汁、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、染色 廃液(製錬工程、シルケット加工)、写真現像廃液	pH12. 5以上のアルカリ性廃油は特別 管理産業廃棄物
	6	廃プラスチック類	合成高分子化合物に係る固形状及び液状のすべての 廃プラスチック	廃ポリウレタン、廃スチロール、廃農業用フィルム、廃ポリ容器類、廃タイヤ、各種合成樹脂系包装材くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成材木、防音材等)、廃ポリマー、塗料かす、合成ゴムくず等	
	7	ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず、裁断くず、ゴムくず、エボナイトくず	廃タイヤは合成ゴムのため廃プラスチッ ク類
	8	金属くず		鉄くず、空き缶、アルミくず、トタンくず、銅線くず、古鉄、スクラップ、溶 接かす等	
		ガラスくず コンクリーくず 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製 品製造工程からのコンクリートくず等	廃空ビン類、破損ガラス、ガラス繊維くず、製造工程等で発生するコン クリートブロックくず、石膏ボードくず、土器くず、陶器くず、レンガ・タイ ルくず等	FRP製のもの、石膏の歯型片
	10	鉱さい		高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい(スラグ) 鉱じん、サンドブラスト廃砂	
	11)	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材 (土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く)	コンクリート、レンガ、ブロックの破片、石類、瓦破片等	
	12	ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設によって集め られたばいじん	バグフィルター捕集ダスト等	

[※] 事業活動に伴って発生するとは、ある物を作る工場がその物を生産することによって生じる不要な物のこと。工場から発生するといっても、工場の事務所から 出る飲食物の残さやタバコの吸殻、事務に使用した紙くずなどの<u>生産に直接関与しないものは、産業廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物。</u>

(業種指定)

区分		種類	内 容	具 体 例	備考
排出する業種が限定されるもの	13	紙くず	以下の業種からの紙くずに限る。 1)建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの) 2)パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業に係るもの 3)出版業に係るもの 4)製本業及び印刷物加工業に係るもの 5)PCBが塗布され、又は染みこんだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等 建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等	※指定業種以外の業種から発生する不要な紙くずは、事業系一般廃棄物
	14)	木くず	以下の業種からの木くずに限る。 1)建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの) 2)木材又は木製品製造業(家具製品製造業) 3)パルブ製造業 4)輸入木材卸売業及び物品賃貸業 5)貨物の流通のために使用したパレット 6)PCBが染みこんだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場の廃木材(工事箇所から発生する伐採木や抜根を含む)、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ等	※指定業種以外の業種から発生する木く ずは、事業系一般廃棄物
	15)	繊維くず	以下の業種からの天然繊維くずに限る。 1)建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの) 2)衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業 3)PCBが染みこんだもの	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず (合成繊維は廃プラスチック)	※指定業種以外の業種から発生する繊維くずは、事業系一般廃棄物 ex.縫製業から出る布くず、糸くず等は事業系 一般廃棄物。
	16	動物系固形不要物	屠畜場で解体等をした獣蓄や、食鳥処理場で食鳥処理した 食鳥に係る固形状の不要物	屠蓄場において処分した獣蓄、食鳥等	
	1	動食物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や食物に係る不要物	動物性残さ(魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、乳製品精製残さ、たまごの殻、貝がら、羽毛等) 食物性残さ(こうじかす、酒かす、澱粉かす、豆腐かす、油かす、果 実の皮・種子、米・麦等)	※魚市場、飲食店等から排出される動食物性残さ又は厨介類は、事業系一般廃棄物
	18)	動物の糞尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の糞尿	牛、馬、豚、めん羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさ ぎ及び毛皮獣等の糞尿	
	19	動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさ ぎ及び毛皮獣等の死体	
	20	法施行令第2条第13 号 に規定する産廃	汚泥等のコンクリート固化物など、上記①~⑩の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①~⑪に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形物 焼却灰の溶融固形化物等	

※ ③~⑨の廃棄物で、指定業種以外のものは事業系一般廃棄物。